

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年4月7日 21時05分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島南岸沖（船折瀬戸） 鶏小島灯台から真方位080° 280m付近 （概位 北緯34° 11.6′ 東経133° 05.0′）
事故の概要	液体化学薬品ばら積船東隆丸は、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 東隆丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	141442、東央海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷ビルジキール及びシューピースに擦過傷
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南東、風力 1、視程 約30m 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 転流時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が単独の船橋当直につき、もやで視程が約1.5～2海里（M）となった伯方島南西方沖の宮ノ窪瀬戸を約10.5ノットの対地速力で手動操舵により南東進した。</p> <p>本船は、船長が、0.5Mレンジに設定したレーダー及び目視で、転針予定場所付近に停泊中の漁船2隻を認めたので、早めに左転して、船折瀬戸に向け北東進した。</p> <p>本船は、霧で急に視程が約30mとなった状況下、船長が、船首目標の灯光を目視で確認しようとしたが、見付けることができず、前方を注視しながら航行中、伯方島南岸沖の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.6mであった。</p> <p>船長は、本事故時、霧が濃くなったり、薄くなったりを繰り返していたので、すぐに船首目標が見えてくるものと思い、レーダーを見ずに目視で船首目標を探していた。</p> <p>船長は、船折瀬戸を航行した経験を数多く有していたが、霧で視界制限状態となった同瀬戸を航行するのは初めてであった。</p>
分析	<p>本船は、霧で視界制限状態となった船折瀬戸を北東進中、船長が、目視で船首目標の灯光を確認することに意識を向け、レーダーを使用するなどして船位の確認を適切に行っていなかったことから、伯方島南岸沖の浅所に向かっていることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、霧が濃くなったり、薄くなったりを繰り返しており、すぐ</p>

	<p>に船首目標が見えてくるものと思ったことから、目視で船首目標の灯光を確認することに意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、霧で視界制限状態となった船折瀬戸を北東進中、船長が、目視で船首目標の灯光を確認することに意識を向け、レーダーを使用するなどして船位の確認を適切に行っていなかったため、伯方島南岸沖の浅所に向かっていることに気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界制限状態においては、安全な速力に減じるとともに、レーダーを活用するなどして船位を確認すること。 ・ 狭水道等の通航時に視界制限状態となることが予測される場合、視程が回復するまで通航を控えることも検討すること。